

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第7号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(事務の委任等の特例) 第3条 (略) 2 教育長は、次に掲げる事項について、急施を要し、教育委員会の議を経る暇のないときは、専決処理することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。 (1)～(3) (略)	(事務の委任等の特例) 第3条 (略) 2 教育長は、次に掲げる事項について、急施を要し、教育委員会の議を経る暇のないときは、 <u>あらかじめ委員長の意見をきいて</u> 、専決処理することができる。この場合において、教育長は、次の教育委員会の会議に報告し、承認を得なければならない。 (1)～(3) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合には、この規則による改正前の教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定は、なおその効力を有する。